



暮らしとお金のアドバイザー

Livelihood ライブリフッドプランニング Planning

Personal life design and financial planning --- for you and your family

〒616-8106 京都府京都市右京区太秦森ヶ西町18-2-406 ライブリフッドプランニング 代表 竹本隆之 <http://www.livelihood.jp>

定年3年前から始める

ズーッと先を考えよう

心の準備

(その1)

意外と世の中いい加減です。

- ・ 団塊世代の退職金の行方は？
- ・ 年金不安・資産運用も。

なんて勝手に宣伝してはいますが、どうなんですか？皆さんの本音は「ちよっとペースを落として、自分自身を楽しみながら、出来れば社会のためになることしたいなあ」くらいの比較的地味な想いの人が多いのではないのでしょうか。

ファイナンシャルプランナーへの相談はその専門性から、「年金・健康保険・税金」が多くて、制度を知らずに損をしている人も多いのですが、そう言う本や記事がまた溢れてきていますので、今回はちよっと違う観点で考えてみます。

衣食住のうち「住」

ライフプラン上、一番大きな問題がどこに住むかです。「そんなもの家に決まってるだろ」なんて言わないでください。今じゃなく、将来15年後の話です。

身近にお年寄りを見てきた人は想像できると思うのですが、後期高齢者になると生活そのものいろいろ変わってくるのです。主な原因は、体力と病気。やはり体力の衰退は否めません。

本当の老後をどこで過ごすか。この選択で資金計画が大きく変わります。ほとんどの人はその時になつてはじめて考えて、限られた選択肢から選ぶことになります。だからあまり充実してプランにはなりません。どういうバランスを取っていくか、これがポイントになってきます。

自宅で住むにしてもリフォームが欠かせません。場当たりりフォームだとお金をかけた割には不十分、という家が多いです。子供と一緒に住むとか、何でも揃っているマンションに入るとかいろいろ選択肢が出来てきますのでこのうちどれを選ぶのか悩みどころとなります。

建てた家が古くなっているように、それをどうするかという問題も出てきます。

健康が一番

「貯筋」という言葉ができました。うまく言ったなと思います。仕事柄よく保険のことが話題になるのですが、変な保険に入るより、スポーツクラブに入って体力維持をする方がいいんじゃないかと思うこともよくあります。持病関係が原因でそこから体力が衰えてくることが多いように感じます。例えば若い頃から足が悪くて動きにくかったのがますますひどくなるとか。現状維持できるような意識改革も必要でしょう。

お金で言えば

単身高齢者の毎月の赤字額、三万四千円(※1)。平均寿命は男七十九歳・女八十六歳(※2)です。実は、ご主人が亡くなった時、年金が亡くなった時に家計破綻する家庭が増えていきます。

例えば夫の年金320万(厚生年金240万・基礎年金80万)＋妻の年金140万(基礎年金のみ)＝世帯では360万の家庭で、夫が亡くなると遺族

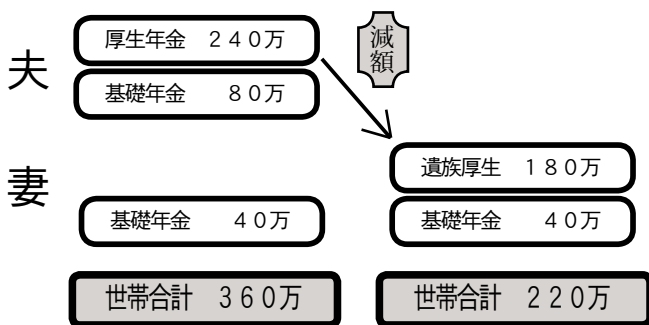
年金180万＋妻の140万＝世帯で220万。約六割になる訳です。最近が高齢二人世帯→一人世帯が増えていますが、実際一人世帯になつたからといって六割の年金で生活できる人は少なく、貯金を取り崩しているという方がほとんどである、という姿がうかがえます。

家計調査を見ますと、高齢世帯は交際費が毎月の三万円以上と大きいのが特徴です。

※1総務省の家計調査(平成十七年)
※2厚生労働省簡易生命表(平成十六年)

夫定年退職・専業主婦の例

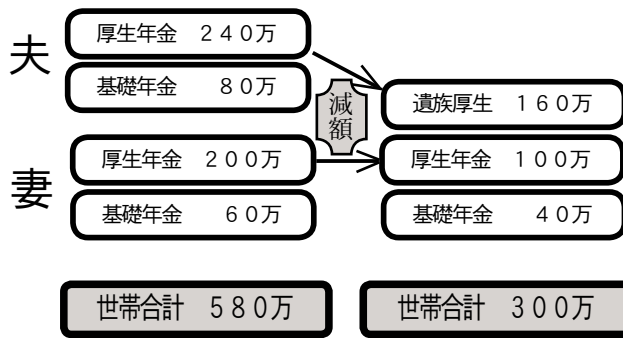
夫が亡くなると世帯収入は 6割になる



皆様にお役立て
戴くための宣伝用
情報誌です。

夫婦共働きの例

夫が亡くなると世帯収入は 5割になる



七十五歳で家があつて

貯金がない家庭が急増

今後十五年の間に

「七十五歳から八十歳で、大きな家を持ってあましつつ貯金がない」といいます。七十五歳以上は後期高齢者という高齢世帯が急増すると思

平成十七年の家計調査では平均五万円の赤字家計世帯が増えてい

は心許ないと子供と同居する方も

家売却

誰の名義かで税金が違う

七十五歳。収入は変わらないのに支出は少しずつ増える。そうなると生活レベルを落としていかざるをえない。ですからこういう時に現金に変わる資産を持つていてどうか・十分な貯金や保険金があるかどうか、どんな後期高齢者プランを立てているかによって生活の充実差が大きく変わってきます。

世帯収入が減っても固定資産税はそのままやってくる。所得税と健康保険は収入が減れば同じように減りますが固定資産税は収入に関係ありません。

少なくなりません。例えば父親が亡くなり母親が別居の子供と同居する場合、自宅を売却するとなると父名義のままでは売却できません。では母名義と子供名義誰の名義で売るのがいいでしょうか？

大抵の方は死んだ場合なんて考えていませんから、その時になつてバタバタして知らない間に税金を払っている、こんな方が多い。

昭和四十年代に買った古い家つきの土地、これを今売ると売却益が出る。そしてこれに所得税がかかる。土地の売買なので大きな税額になります。もし一千万の売却益なら百四十万の税金です。こういう税金を考えてライフプランを作っている人はまずいませ

減った中でどうライフプランを組み立てるのか、ここで生活の質が決まってくると思

実は、住んでいる人が売ると税金は三千万までかかりません。こういう特例があるのです。この場合だと母名義で相続して売却すれば所得税ゼロです。

貴方のライフプランと損をしない
資金計画作り
こ相談は ライブリッド
プランニングへ

税金 140万の差は大きい

税金	
・子供名義	→ 140万
・母親名義	→ 税金0

世帯主が60歳以上の
二人以上の無職世帯の
家計平均
総務省家計調査 (平成17年)

1世帯当たり (一月当たり)

実収入 22万6千円

可処分所得 19万8千円
(=税金等をひいたもの)

消費支出 25万円

5万2千円の赤字